

特記仕様書

第1条（適用）

本特記仕様書は、R8 中館地内路線測量業務委託に適用する。

本特記仕様書は、茨城県測量作業共通仕様書（以下「共通仕様書」）を補完する。

なお、最新の共通仕様書は、茨城県土木部検査指導課ホームページからダウンロードできる。

<http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/03consaru.html>

第2条（目的）

本業務は、筑西市中館地内における計画、設計及び施工を実施するための基礎資料を得ることを目的として、測量を行うものである。

第3条（履行場所）

履行場所は、別添位置図のとおりとする。

第4条（業務内容）

この業務における業務内容は、別紙「数量総括（内訳）表」のとおりとする。

第5条（使用する規程等）

この業務に使用する規程等は、共通仕様書、本特記仕様書のほか、次に掲げるものとする。

- （1）本業務の業務委託契約書及び特記仕様書
- （2）茨城県公共測量作業規程
- （3）茨城県電子納品ガイドライン

第6条（打合せ協議）

この業務における打合せ協議は、第1回打合せ、中間打合せ1回および成果品納入時の計3回とし、それぞれ管理技術者が立ち会うこと。

第7条（安全管理）

受注者は、屋外での作業を行う場合には、監督員と事前に協議のうえ、必要に応じて交通整理員を配置すること。

屋外での作業中には、作業従事者の安全を確保するため、作業従事者に安全用具（ヘルメット、安全靴等）を着用させること。

現場作業中は、必要に応じ表示板等を設置すること。

作業にあたり、一般社団法人茨城県測量設計業協会が発行している測量設計業務・安全ガイドブック熟読し、安全な作業を行うこと。

第8条（身分証明書の携帯等）

受注者は、共通仕様書第117条第4号に基づき交付された身分証明書について、第三者が所有する土地での作業中にその土地の関係者から提示を求められた場合には、これを提示すること。

第9条（土地への立ち入り）

受注者は、作業の実施にあたり、第三者が所有する土地に立ち入る場合には、その所有者等から業務委託契約書第12条に基づく承諾を得ていることを事前に監督員に確認すること。

第10条（植物等の伐採及び土地等の一時使用）

受注者は、作業の実施にあたり、植物、かき、さく等の伐採または土地若しくは工作物を一時使用する場合には、所有者等から共通仕様書第117条第2項に基づく承諾を得ていることを事前に監督員に確認すること。

前項において、損失が生じた場合には、受注者が負担することとし、その他の損失については、共通仕様書第117条第3項に基づき、監督員と協議すること。

第11条（納入する成果品等）

受注者は、「茨城県電子納品ガイドライン」に基づいて成果品を作成し、提出するものとする。納入する成果品は、別紙1のとおりとする。

第12条（成果品等の手直し）

受注者は、業務完了後に受注者の過失又は粗漏に起因する不良個所が発見された場合には、監督員の指示により、訂正、補足又はその他の措置を行うこと。

第13条（その他）

業務の実施にあたり、設計図書等に疑義を生じた場合は、速やかに監督員と協議のうえ、その指示に従うこと。

納入する成果品等

1. 納入する成果品

品 名	数 量	適 用
成果品	1 部	測量成果簿
図面（原図）	1 部	A 1 版
図面（縮小図）	1 部	A3 判

2. 提出する記録及び資料

品 名	数 量	適 要
打合せ記録簿	1 部	成果品に添付
電子媒体（CD-R）	2 枚	